

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の制定について
藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例を次のように定める。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、この市が実施する公共下水道事業に関し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第1項の規定により徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する受益者分担金（以下「負担金等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 公共下水道事業 都市計画法第59条第1項の規定による認可（同法第63条第1項の規定による認可を含む。）を受け、又は下水道法第4条第1項の規定による事業計画を定めて行う公共下水道の整備に関する事業をいう。
- (3) 区域外流入 下水道法第4条第1項の規定による事業計画に定める区域外の土地において排水設備を設け、当該土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。
- (4) 受益者 公共下水道の排水区域内に存する土地（受益者分担金に係るものにあつては、建築物の敷地）又は区域外流入に係る土地の所有者（当該土地

について地上権、賃借権その他の土地を排他的に使用することができる権利（これらの権利で一時使用のため設定されたものを除く。（以下「地上権等」という。））を有する者があるときは、当該者）をいう。

(5) 受益地 前号の公共下水道の排水区域内に存する土地又は区域外流入に係る土地をいう。

(受益者)

第3条 市長は、受益地において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業が施行されている場合において、必要があると認めるときは、換地処分がなされていない土地を換地処分がなされているものとみなし、その受益者を定めることができる。

(負担金等の額)

第4条 受益者が負担する負担金等の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内の受益地の面積1平方メートルにつき、受益者負担金にあつては別表に掲げる1平方メートル当たりの受益者負担金の額を、受益者分担金にあつては800円を乗じて得た額とする。この場合において、当該負担金等の額に1円未満の端数があるときはその端数を、その全額が1円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

2 前項の受益地の面積は、登記簿その他の公簿に記載された地積によるものとする。ただし、当該登記簿の地積と事実とが著しく異なるときは、市長が実測その他の方法により認定した面積を当該受益地の面積とすることができる。

(徴収対象区域の決定)

第5条 市長は、負担金等を徴収しようとするときは、あらかじめ、負担金等を徴収しようとする区域（以下「徴収対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(受益者の申告)

第6条 前条の規定により公告された徴収対象区域内の受益者は、受益地に関して規則で定める事項を市長が定める日までに市長に申告しなければならない。この場合において、受益者が当該土地について地上権等を有する者であるときは、土地所有者の同意を得なければならない。

2 同一の土地について共有等2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が前項の申告をしなければならない。

(負担金等の徴収)

第7条 市長は、第5条の規定による公告の日における徴収対象区域内の受益者から負担金等を徴収するものとする。

(負担金等の納期及び各納期に係る徴収額)

第8条 負担金等の納期は、次のとおりとし、当該各納期において徴収する負担金等の額(以下「徴収額」という。)は、第4条の規定により算定した負担金等の額を4で除して得た額とする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 11月1日から同月末日まで

第4期 1月4日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、年度の途中から負担金等の徴収を開始するときその他特別な理由があるときは、納期又は徴収額を別に定めることができる。

3 第1項又は前項の規定により定めた徴収額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る徴収額に合算するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、区域外流入に係る土地の受益者分担金は、第4条の規定により算定した額を一括して徴収するものとする。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、負担金等のうち当該届出の日までに納期限が到来しているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(負担金等の減免)

第10条 市長は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金等を減額し、又は免除することができる。

(受益者負担金の徴収猶予)

第11条 市長は、次の各号の一つに該当するときは、受益者の申請により、その者の受益者負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が受益者負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況等により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者において災害、盗難その他の事故が生じたことにより、その者が受益者負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(延滞金の割合等)

第12条 受益者負担金に係る藤沢市税外収入金に関する延滞金条例（昭和38年藤沢市条例第22号）の適用については、同条例第2条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

2 市長は、受益者が負担金等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、当該負担金等に係る延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例（以下「新条例」という。）は、公布の日から施行する。

（藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の廃止）

2 藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年藤沢市条例第12号）及び藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成13年藤沢市条例第33号）（以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条の規定により単位負担金額の予定額を基礎として賦課された受益者負担金は、新条例第4条の規定に

より算出され、賦課された受益者負担金とみなす。

別表（第4条関係）

負担区名	1平方メートル当たりの受益者負担金の額
藤沢	80.16円
辻堂	87.72円
江ノ島	87.72円
羽鳥	142.38円
石川鍛冶山	510.2円
東部第一	460円
東部第二	510円
東部第三	520円
東部第四	470円
折戸	495円
流域	512円

提案理由

この条例を提出したのは、公共下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金の賦課徴収に関する手続を統一する必要による。